

## 人材確保支援費について Q&A

令和6年8月1日時点

神戸市福祉局障害者支援課

### 1. 制度全般について

#### Q1. 申請時期は。

A. 通年受付しています。毎月10日までの申請受付分について、翌月下旬に支給決定通知を送付します。

補助金のお支払いは年2回（11月、5月）となります。

なお、3月度に新たに専門員を雇用・配置された場合を除き、年度内の申請は2月10日に締め切りとなりますので、ご注意ください。（3月度の雇用・配置のみ3月31日締め切りになります。）

### 2. 相談支援専門員の雇用・配置について

#### Q2. 補助対象者、補助対象期間は。

A. 対象者：雇用・配置してから24ヶ月に到達する月が、申請年度以降に属している者

対象期間：申請年度の4月～24ヶ月到達月

【例1】令和6年8月に雇用・配置 令和6年12月に申請

→補助対象期間は、令和6年8月～令和8年7月の24ヶ月間です。

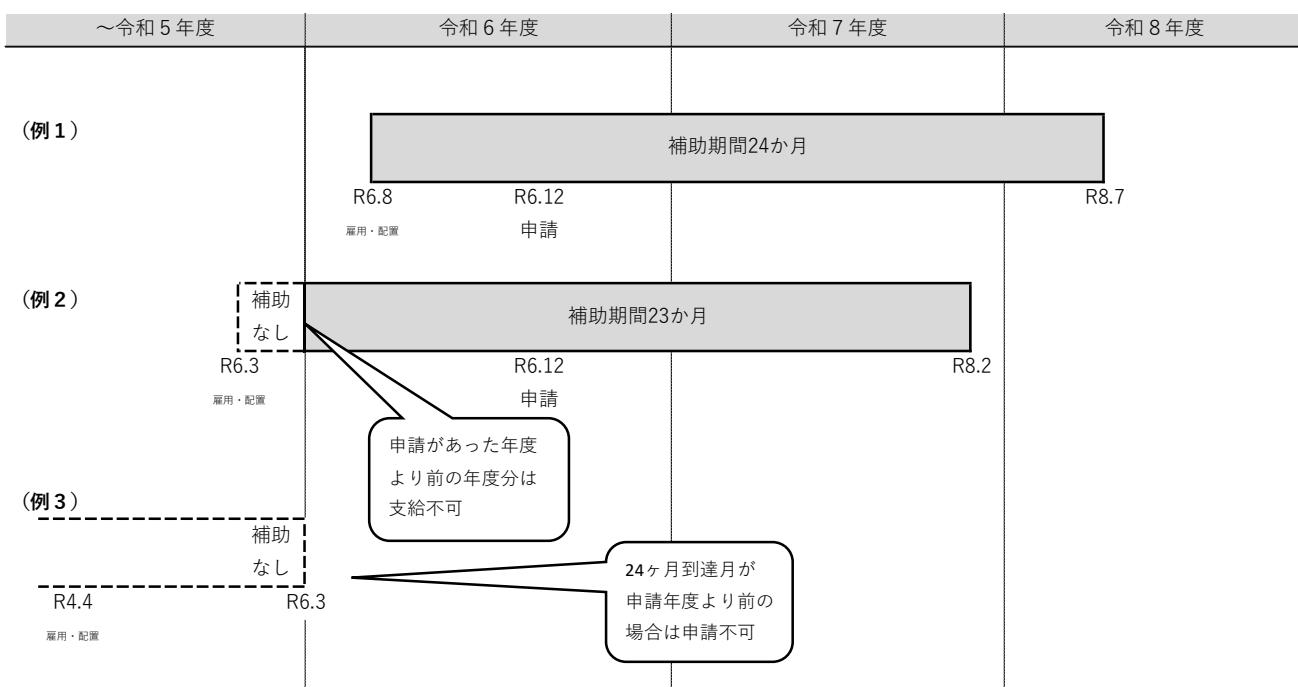
【例2】令和6年3月に雇用・配置 令和6年12月に申請

→補助対象期間は、令和6年4月～令和8年2月の23か月間です。

※令和6年3月分は前年度となるため、補助対象とはなりませんのでご注意ください。

【例3】令和4年4月に雇用・配置 令和6年度に申請希望

→24ヶ月到達月（令和6年3月）が申請年度より前のため、補助対象とはなりません。



**Q3．補助対象期間中に勤務時間が変更になった場合の取り扱いについて。**

A. 申請時に勤務時間が週平均 20 時間以上の見込みであったが、勤務時間が変更となり、週平均 20 時間未満となった場合、補助金の上限額が変わりますので、補助金等交付決定内容変更承認申請書を提出してください。

なお、週平均の勤務時間数は、当該年度の補助対象期間における平均で算出します。

(例)

- ・令和 6 年 8 月に相談支援専門員を雇用。勤務時間は週平均 30 時間。
- ・令和 6 年 10 月より当該相談支援専門員の勤務時間が変更。週平均 10 時間となる。

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
30h/w	30h/w	10h/w	10h/w	10h/w	10h/w	10h/w	10h/w	15h/w

$$(30 \text{ 時間} \times 2 \text{ か月} + 10 \text{ 時間} \times 6 \text{ か月}) \div 8 \text{ か月} = 15 \text{ 時間}$$

※勤務時間が週平均 20 時間未満から 20 時間以上になった場合も補助額の変更となりますので、変更申請書を提出してください。

※変更があった場合は、補助金の申請とは別に監査指導部への変更届も必要な場合があります。

変更届の詳細は、本市ホームページを参照ください。

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/henkotodoke.html>)

**Q4．相談支援専門員を雇用・配置見込みの時点で申請してもよいか。**

A.申請時点で相談支援専門員を雇用・配置している必要があります。ただし、年度内に相談支援専門員の資格を取得する予定の従業者を雇用・配置している場合は、申請可とします。この場合、相談支援専門員の資格を取得した月以降の人事費が補助対象となります。

**Q5．資格取得前に申請したケースについて、補助対象額は。**

A.相談支援専門員の資格を取得月以降の人事費について補助することになります。

**Q6．雇用あるいは配置した相談支援専門員が辞めた場合は。**

A.雇用した期間の人事費のみ補助事業の対象となりますので、辞めた場合は、補助金が出ないことになります。(その場合、速やかに障害者支援課へご報告ください。) ただし、他の相談支援専門員を雇用あるいは配置した場合、かつ、他の補助要件を満たす場合に引き続き補助事業の対象とすることがあります。

例) 4月にA相談支援専門員を雇用  
9月にA相談支援専門員が退職  
11月にB相談支援専門員を雇用  
→ 4~9月はA相談支援専門員、11~3月はB相談支援専門員の人事費を補助

Q7. 補助金申請時に、雇用あるいは配置した相談支援専門員が既に退職し、今後も雇用・配置見込がない場合、雇用期間だけ補助金の対象となるか。

A. 神戸市の計画相談支援の拡充を目的としているため、相談支援専門員の相談支援事業所における勤務時間が週平均20時間以上の場合には1人につき45人（週平均勤務時間が20時間未満の場合は23人）を目安に新規利用者へのサービス提供や神戸市基幹相談支援センターが開催する連絡会及び研修、障害者相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加、相談支援事業所の所在する区地域自立支援協議会における相談支援事業所を対象とした部会や災害に関する部会に参加、等の要件を設けています。これらの要件を満たす場合は、雇用期間について補助金の対象となります。

Q8. 相談支援専門員を2人雇用・配置した場合、補助金も2人分支給されるのか。

A. 支給の対象となります。

Q9. 非正規の相談支援専門員でも補助対象となるか。

A. 雇用形態は問いません。（法人の雇用形態として非正規の相談支援専門員でも、補助要件を満たしていれば可）

Q10. 神戸市内で相談支援専門員として従事していた者が、一旦他職種に就いた後、再度、相談支援専門員として従事（雇用・配置）する場合は、対象となるのか。

A. 新たな相談支援専門員の確保を目的としているため、原則、雇用・配置する前から継続して神戸市内で相談支援事業所に従事している相談支援専門員は対象外と考えています。ご質問のケースの場合、一旦他職種に就いた後、新たに相談支援専門員として従事いただいているので、他の要件を満たせば補助対象となります。

Q11. 年度途中に雇用した職員についても、年間補助上限額までは支給されると考えてよいか。

A. 年度途中で雇用・配置した場合は、補助上限額を12で除したものに、雇用・配置した日の属する月から3月迄の月数を乗じた額を上限とします。（例えば10月から障害者を担当する相談支援専門員を新たに雇用した場合、上限額は300万円ではなく、150万円となります。）

Q12. 事業所に退職者が出了ため、翌月に新たに1名相談員を雇用し欠員を補充したが、支給の対象となるか。

A.当該補助金は神戸市全体の相談支援専門員を増員することを目的としているため、欠員の補充については、原則補助対象外としています。ただし、欠員が発生してから6か月が経過した場合は新たな雇用と認め、補助の対象とします。

### 3. 新規利用者について

Q13. 区福祉事務所や障害者相談支援センターから依頼があったが断った場合は、どうなるのか。

A.やむを得ずサービス提供できない場合を除き、目安の人数までは、区福祉事務所や障害者相談支援センターからの依頼があればサービス提供に努めてください。目安の人数に達していないが、区福祉事務所や障害者相談支援センターからの依頼を断った場合、補助金を支給しないことがありますので、ご注意ください。

Q14. 新規利用者の内訳は、障害者と障害児のいずれでもよいか。

A.いずれでも可。ただし、障害児相談支援事業所（上限400万円）での申請の場合、目安の人数は障害児相談支援を提供する対象者のみ（サービス利用者が障害児又はその保護者であっても、計画相談支援を提供する場合は対象外）で45人（週平均の勤務時間が20時間未満の場合23人）となります。

Q15. 新規利用者は、市外の利用者でも可能か。

A.神戸市の計画相談支援の拡充を目的としているため、対象は神戸市において障害福祉サービスの支給決定を受けたものとします。

Q16. 補助対象の相談支援専門員が、事業所内で他の専門員からケースを引き継いだ場合、新規利用者として計上してよいか。

A.事業所内で引き継いだ場合は、事業所として新たな利用者を確保していることとはならないため、計上できません。ただし、他法人の事業所から引き継いだ場合は、新規利用者として計上することができます。

Q17. 補助対象となる相談支援専門員が1人につき45人を新たに担当することもあるが、一月あたりのサービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を45件以上行った場合、減算の対象となるので問題ではないか。

A.交付要件では、補助対象となる相談支援専門員が対象期間の終了日（雇用・配置した月から24か月間）までに新たに45人の利用者を担当することとしています。

毎月 45 件以上のサービス利用支援又は指定継続サービス利用支援の実施を求めるものではありません。（サービス報酬の基準において、1 月の請求件数が 40 件を超える場合、40 件以上の部分については減算の対象となっています。）

#### 4. 補助金について

Q18. 補助対象となる人件費は、雇用・配置月ベースか、支給月ベースか。

A.雇用・配置月ベースです。

例) 令和 7 年 3 月分給与を 4 月に支払い

→令和 7 年 3 月分（令和 6 年度）の人件費として計上

Q19. 最長 2 年間とあるが、補助期間の考え方について示して欲しい。

A.雇用・配置した月から 24 か月間の補助となります。（現在予算措置されているのは、令和 8 年 3 月雇用配置分までの補助となります。）

例) 令和 6 年 7 月 15 日雇用

→令和 6 年 7 月～令和 8 年 6 月の補助

（※前年度以前の雇用・配置については、申請のあった年度の 4 月から、雇用・配置月より 24 ヶ月到達月までの期間のみ支給対象となります。）

Q20. 2 年度目の申請の際、初年度の申請区分と異なる区分で申請を行ってよいか。

A.初年度の実績と照らし合わせて、区分の変更が妥当であると判断される場合は、異なる区分で申請を行うことが可能です。ただし、審査の結果、変更が認められない場合もございますのでご了承ください。

例) 令和 5 年度に特定相談支援事業所（上限 300 万円）区分で申請していたが、サービス提供を行った結果、24 か月で障害児相談支援を 45 件提供することが可能となる見込みが生じた場合、令和 6 年度は障害児相談支援事業所（上限 400 万円）で申請可能。

Q21. 補助対象となる人件費の範囲について示して欲しい。

A.補助対象となるもの：給与、各種手当、賞与、社会保険料や労働保険料の企業負担分である法定福利費、通勤手当、住居手当など

補助対象とならないもの：退職一時金、退職一時金引当金、慶弔金や社員旅行費などの福利厚生費

Q22. いつ振り込まれるのか。

A.令和 6 年度は、上半期分は 11 月支払、下半期分は翌年 5 月支払を予定しています。

**Q23. 定着支援補助金との同時受給は可能か。**

A. 可能です。申請様式等はそれぞれの補助金に必要となりますので、別途申請手続きを行ってください。

## 5. その他要件について

**Q24. 基幹相談支援センターが開催する研修に原則毎回参加、障害者相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること等の要件を満たさなかった場合は。**

A. 要件を満たさないことについてやむを得ない理由がなければ、補助金を支給しないことがありますので、ご注意ください。

**Q25. 「その他市長が認める要件」を満たさない場合とは。**

A. 下記のような場合、要件を満たさないため、補助対象となりません。

(例)・申請内容に疑義が生じた場合

- ・代表者や役員、管理者、相談支援専門員本人等が申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者である場合や、事業所の指定取り消しを受けている場合
- ・代表者や役員、管理者、相談支援専門員本人等が申請前5年以内に障害者差別・虐待等により重大な指導を受けている場合 など

## 6. 監査指導部への届出等について

**Q26. 本補助金申請とは別に、監査指導部への届出等は必要か。**

A. 変更届が必要です。例えば相談支援専門員を雇用・配置した場合、監査指導部への変更届（相談支援の提供に当たる者の変更）が必要です。実務経験証明書等の添付が必要です。

変更届の詳細は、以下のホームページを参照ください。

(計画相談支援・障害児相談支援)

<https://ttzk.graffer.jp/city-kobe/sprt-facil-change>

※様式のダウンロードについては、KOBEスマートナビ(変更届ガイド)をご利用ください。

※<届出先>

〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 神戸商工中金ビル4階

神戸市行政事務センター 介護・障害サービス係

<電話問い合わせ先>

神戸市福祉局監査指導部 078-322-6265

Q27. 新規に相談支援事業所の指定を受けたい場合はどうすればいいのか。

A.監査指導部への事前面談、及び申請が必要です。

申請方法の詳細、事前面談の予約受付については、以下の本市ホームページを参照ください。

現在、指定申請前に必要な事前面談の予約が大変込み合っており、4カ月以上お待ちいただく場合もございます。

なお、障害児については障害福祉サービスについて一体的に判断することが望ましいことから、計画相談支援と両方の指定を受けることを基本としています（例：障害児通所支援と短期入所2サービス利用の計画作成の場合、障害児相談支援、計画相談支援双方の指定が必要です）。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shiteshinse.html>